

石綿健康被害対策の推進



【令和7年度予算（案）813百万円（814百万円）】

石綿による健康被害に係る被害者等で労災補償等の対象とならない者について迅速な救済を図ります。

1. 事業目的

石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施すること、また、石綿健康被害に関する知見収集や医療従事者育成等の事業により適切かつ効果的な医学的判定を推進すること等により、石綿による被害者等の迅速な救済を図る。

2. 事業内容

クボタショックを受けて、平成18年に「隙間のない救済」という方針のもと、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため石綿健康被害救済制度が制定された。

審議会等で適切かつ効率的な医学的判定を実施（ ）するとともに、制度の検証の議論に役立てるための諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見の収集（ ）、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集（ ）、石綿関連疾患の正確かつ迅速な診断に資する調査研究・医療従事者の育成（ ）、認定された中皮腫患者の医学情報の集積及び幅広い情報提供（ ）、肺がんの医学的判定に用いられる石綿繊維計測の精度管理（ ）を実施し、石綿による健康被害の迅速な救済につなげる。

また、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給等）を確実に実施するため、石綿健康被害救済法第32条に基づく費用を独立行政法人環境再生保全機構に交付（ ）する。

3. 事業スキーム

- | | | |
|--------|-------------|--------------|
| ■ 事業形態 | 直接実施 / 請負事業 | / 委託事業 / 交付金 |
| ■ 相手先 | 民間事業者・団体等 | / 地方公共団体 |
| ■ 実施期間 | 平成18年度～ | |

4. 事業イメージ

石綿健康被害対策室関係経費

海外動向調査事業

石綿読影の精度確保等調査事業

医学的所見の解析調査・診断支援事業

中皮腫登録事業

石綿繊維計測体制整備事業

石綿健康被害救済事業交付金



医療従事者を対象とした講習会を開催



石綿による健康被害の迅速な救済

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6551